

第12回大垣市景観遺産審議会 会議録

<p>日時：平成25年3月27日（水） 午後1時30分から午後3時15分</p> <p>場所：大垣市役所 本庁舎3階 第2委員会室</p> <p>議題：大垣市景観遺産の指定について ほか</p> <p>出席委員（敬称略）</p> <p style="padding-left: 20px;">溝口 正人（会長）、高木 朗義（会長代理）</p> <p style="padding-left: 20px;">鈴木 隆雄、森川 賢治、杉原 重明 【計5名】</p> <p>市及び事務局</p> <p style="padding-left: 20px;">小川 敏（市長）</p> <p style="padding-left: 20px;">安田 浩二（都市計画部長）</p> <p style="padding-left: 20px;">北村 弘司（都市計画課長）</p> <p style="padding-left: 20px;">下中 正人（都市計画課主幹）</p> <p style="padding-left: 20px;">渡部 直樹（都市計画課景観整備係）</p> <p style="padding-left: 20px;">高木 康洋（都市計画課景観整備係）</p> <p style="padding-left: 20px;">鈴木 元（文化振興課主幹）</p> <p style="padding-left: 20px;">臼井 みか（文化振興課文化財係） 【計8名】</p>	
事務局	<p>※開会にあたって（会長へ議事進行をお願いするまでの間、議事を進行）</p> <p>※市長あいさつ（略）</p> <p>※市長退席</p> <p>＜議事進行については、大垣市景観条例施行規則第39条第2項の規定により、会長が会務を総理することとなっているため、以降の議事は会長が執り行う。＞</p>
会長	<p>※本日の審議会は、大垣市景観遺産の指定に関する審議となり、大垣市情報公開条例第6条に定める非公開情報についても審議することになるため、前回と同様に非公開とすることを報告</p> <p>※議事録署名者として杉原委員を指名</p> <p>※議案として、平成25年2月27日付24都第599号で諮問された「大垣市景観遺産の指定について」を議題とすることを報告</p> <p>※事務局に対し、議事（2）①「景観遺産随時募集の応募物件に</p>

	<p>ついて」の説明を要請</p>
事務局	<p>※景観遺産随時募集の応募物件について【資料3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募物件13件の内訳を説明 <ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問物件11件（新規物件9件／再応募物件2件）、予備登録物件2件 ・ 応募物件一覧を基に、プロジェクターを使用して順次紹介
会長	<p>ありがとうございました。景観遺産の随時募集につきまして、約1年半の間に応募いただきました13物件、内訳は諮問物件が11件、予備登録物件2件について事務局よりご報告いただきました。</p> <p>委員の皆さま、何かご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。</p> <p>今までの登録物件の地図または資料があると確認が出来て良いのですが、用意できますか。</p>
事務局	<p>※景観遺産パンフレットを配付</p>
会長	<p>進め方については後ほど議事に挙げさせていただきますので、まずは応募のあった13物件についてご質問等ございましたら、ご発言お願いたします。</p> <p>【個人情報等に関する発言のため非公開】</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
会長	<p>※事務局に対し、議事（2）②「景観遺産の指定基準について」の説明を要請</p>
事務局	<p>※景観遺産の指定基準について【資料4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定基準の考え方（意匠性・郷土性・表象性・規範性・親和性）、選考基準、詳細基準の説明
会長	<p>ありがとうございました。今の点につきましてご意見、ご質問等あれば、ご発言お願いたします。</p> <p>資料4については、具体的にどのように選考していくのか、何回かの議論の中でこのように進められてきたという事実確認で</p>

	<p>すが、3番の詳細基準が絶対で、制度的にこの審議会としてこうしなければならないというものでもなく、事務局として整理していただいたという形であるのご理解いただけたらと思います。</p>
委 員	<p>2番の■■■■が書類審査で外されたというのは、何か理由、背景があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>1回目の指定の際に、現地調査をするものとししないものに選考していく中で、現地調査をせずに選考から外すという結論になったかと思います。</p> <p>その当時は非常に応募件数が多く、選考基準もしっかり定まっていなかったため、そのような結果になったと思います。</p>
会 長	<p>もう1点は、市の重要文化財になっていることだろうと思います。市指定の文化財については、基本的に除いているということでしたでしょうか。</p> <p>指定文化財については、市、県、国というレベルはありますが、公的に価値が認められており、維持管理が担保されているものについては、選考から外すという方向で話があったかと記憶しております。</p>
事務局	<p>旧戸田鋭之助邸正門（郷土館）が市指定の文化財になっておりますし、円通寺の山門についても市指定となっておりますので、必ずしも市指定の文化財が、完全に外されているわけではない現状です。</p>
会 長	<p>景観的に周りから目に入る状況でしたでしょうか。</p>
事務局	<p>■■■■につきましては、周りが防風林で囲まれております。南側も門がありまして、建物自身は外から見えない状況ではございます。</p>
会 長	<p>もちろん、ものとしての価値はあるのですが、景観遺産というものは場所性と言いますか、指定基準の考え方として、地域であるとか景観形成の規範になっているとか、その場所が非常に重要なポイントになっております。</p> <p>■■■■は移築されていますか。</p>

事務局	移築はされておられません。解体復元で整備されたものです。
会 長	市の指定になっていて、かつ景観的に周りから見えにくいということで外したということだったのでしょうか。
事務局	周りからは見えにくいですし、土・日曜日しか開館していないという状況でもあります。
会 長	いずれにしても、曖昧であれば改めてご確認いただければ良いですし、おそらくそのような議論があったかと思います。 2回目の指定の際に、1回目に外したもので復活して指定されたものもありますので、そういった価値判断の物差しづくりも含めて進めていければ良いと思います。
委 員	指定基準の中にもありますように、大垣ならではのものと言いますが、 というのは他地域にはないものですし、水の都に関わるようなものは優先的に取り上げたいと思います。
会 長	その他いかがでしょうか。 また、ご報告いただきました中では、群としてどう扱うかということも整理してご説明していただきました。 【個人情報等に関する発言のため非公開】
事務局	【個人情報等に関する説明のため非公開】
会 長	【個人情報等に関する発言のため非公開】
委 員	【個人情報等に関する発言のため非公開】
会 長	【個人情報等に関する発言のため非公開】 との関係付けをどうするかということでしょうか。 12番の というのは、いつ頃のものとか、少なくとも耕地整理は行われていないのでしょうか。
事務局	前面の田んぼは、段々に石積みで区画を割っているような形で、その石積みについては古いものであると聞いております。
会 長	最近では、文化的景観とか伝統的建造物とかが、積極的に取り上げられる方向にもあります。

委員	これは、実際に見ていただかないと難しい感じがします。
会長	段々畑状の景観というのも重要ですが、以前の上石津の物件にもありましたように、歴史的にどうなのかということで、候補から漏れたという物件もあったかと思います。
委員	段々畑というほどではないですが、歴史的には古いです。
事務局	この物件につきましては、現地調査をする前に、事務局でもう少し詳しく調べておきます。
会長	地籍図や字絵図で一度ご確認いただいた方が良いかと思いません。 確認したい事項があれば、現地で現物を見てというのが審議会の趣旨ですので、今日は事実関係等をご確認いただくということになります。 7番と10番に関しましては予備登録物件になりますが、状況としては、特にその後は変わっていないですか。
事務局	【個人情報等に関する説明のため非公開】
会長	【個人情報等に関する発言のため非公開】 は改めて応募があったということですね。
事務局	はい、そうです。
委員	【個人情報等に関する発言のため非公開】
会長	急傾斜地で大々的に整備されたか、工事をされたように記憶しておりますが、いかがでしたでしょうか。
事務局	そうですね。河川の工事などは行われております。それと、昨年災害がございまして、被害を被った場所でもあります。
会長	【個人情報等に関する発言のため非公開】 ですが、墨俣もいくつかの物件が指定されておりますが、犀川のすぐ近くということですね。

事務局	美濃路の一本北側の東西の通り沿いで、犀川に向かって数軒の所です。
委員	【個人情報等に関する発言のため非公開】
委員	昔の料亭とかで赤い壁の建物とか、今は住んでいない家などがあります。 【個人情報等に関する発言のため非公開】
会長	そういう面では、【個人情報等に関する発言のため非公開】というものは中山道の西からの文化で、名古屋辺りまではなかなか伝わってこないもので、京文化の影響という面では特徴的なのでしょうか。
委員	【個人情報等に関する発言のため非公開】
会長	もうほとんど残っていないようですね。 それから、9番の■■■■■は今までの中で挙がってきた物件でしょうか。
事務局	挙がっていないです。
会長	建造物の文化財ですと、近代化遺産と近代和風建築というものがありまして、近代化遺産だと、揖斐川橋梁が岐阜県下の調査の中でピックアップされて重要文化財になっています。その後近代和風建築という和風の建物についてしっかり調査して、その中から目ぼしいものを重要文化財にピックアップしていく、県単位の総合調査というものがありまして、東海4県のうち岐阜だけが、まだ近代和風建築の調査が終わっておりません。 どちらにしましても、建造物としての歴史的価値は高いのだらうと思います。 解説の中に■■■■■と書いてありますが、元は■■■■■ということですね。
事務局	はい、そうです。
会長	その後、■■■■■になったということでしょうか。
事務局	■■■■■というものが、■■■■■を指したものだ

	聞いております。
会 長	■■■■■というものは全国的に造られておりますが、明治から大正時代でしょうか。
事務局	おそらく■■■■■で、■■■■■というところから■■■■■という名前がつけられたと記載がある資料がありました。
会 長	伝統武芸を重んじる明治後半の動きの中で、全国的に造られたのだらうと思います。 【個人情報等に関する発言のため非公開】は、現地で周りの状況を見て確認しないと分かりにくい物件でしょうね。
委 員	一度ご覧いただくと良いですが、元のままというわけではなくて、あちこちにあったものをここに集めています。以前は200体くらいありましたが、盗難等により段々少なくなりました。
会 長	置いてあるだけですか。
委 員	最近、コンクリートで固めてあります。
会 長	【個人情報等に関する発言のため非公開】ですが、こちらは現地で周辺との確認が必要だと思われます。資料4の裏面にありますように、単独なのか、赤坂の中の群として扱うのかというところもあります。 御使者場というのは、広い広場でしょうか。
委 員	【個人情報等に関する発言のため非公開】
会 長	いくつかおさらいという形で時間を取らせていただきましたが、資料4の裏面について、今まで行ってきた基準の整理ということで確認させていただきました。 それでは、ご意見が無いようでしたら、②の指定基準について概ね資料4のとおり、景観遺産候補物件の選定を進めさせていただくということよろしいでしょうか。
委 員	(異議なし)
会 長	※事務局に対し、議事(2)③「景観遺産審議会の進め方につい

	て」の説明を要請
事務局	<p>※景観遺産審議会の進め方について【資料5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の進め方（スケジュール、現地調査、予備登録物件の取扱い等）の説明
会 長	<p>ありがとうございました。次のステップとしては、現地調査の日程でしょうか。また、スケジュール調整よろしく願います。</p> <p>何か、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>そういたしましたら、資料5の進め方については、事務局からご提案いただいた形で進めさせていただきたいと思います。</p> <p>※事務局に対し、議事（3）「その他」の「新たな指定制度について」の説明を要請</p>
事務局	<p>※新たな指定制度について【資料6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観遺産の運用の仕方や枠組みについて説明 ・新たな指定制度（事務局素案）の提示
会 長	<p>事務局からご説明がありましたが、この経緯については、現地調査の中で、ものとして今後どうなるのだろうか、周辺の状況も含めてどうなのだろうかということで選考から漏れた、今回の物件で言いますと、【個人情報等に関する発言のため非公開】がそういう扱いだったと思いますが、他の施策との関係で今後どうなっていくのか分からない物件の取り扱いと、もう一点は、【個人情報等に関する発言のため非公開】でしたか、地域の方がとても大切にしており、取り組みとしては非常に評価できるけれど、ものとして見たときに、社叢としては他の物件と比べて現段階では評価しづらく、今後どのように取り扱っていくのかという二点だったでしょうか。</p> <p>いずれにしても、そういったものも行政側としては視野に入れているということを示していく必要があるというお考えもあって、新たな指定制度について提案していただきました。</p> <p>※名古屋市の歴史的建造物制度の紹介</p>
事務局	<p>※景観形成事業補助金制度の概要、交付実績について報告</p>

<p>会 長</p>	<p>景観遺産の制度が出来てから、指定をして顕彰するだけではなく、それをどう受け継いでいくかということが制度の根幹にあるので、維持管理についての行政からの具体的な支援を考えなければならないと、何度かこの審議会で話題に上ってきたところですが、それが実際に補助の制度として形にさせていただいたということです。</p> <p>新たな指定制度について、ご意見いかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>これまでの審議会で見解として出ていたものを形にさせていただいて、概ね良いのではないかと思います。あとはネーミングでしょうか。景観遺産の比較表の中で、違いとして財政的支援の有無程度になってはいますが、これぐらいで良いのかなと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>先ほどご紹介のありました【個人情報等に関する発言のため非公開】は、取り組みとしても古いですし、そういったものも含めてある程度カバーしていくものと考えていこうということです。</p> <p>また、今後どのようにしていくのかも含めて、今回新たに審議していきますし、その過程の中で、報告していただきました新たな指定制度についても、もう少し議論を深めていくということによろしいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>景観遺産の指定というのは、手段であって目的ではなく、地域の景観形成に対する意識の醸成というところが本来の目的ですので、指定の考え方を明確にしながら新しい制度として、今すぐというわけではなく、もう少し審議会でも議論をしていただきながら進めていきたいと思っております</p>
<p>会 長</p>	<p>※事務局に対し、その他報告事項についての説明を要請</p>
<p>事務局</p>	<p>※その他報告事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> • 補助制度の創設（補助金交付実績） • 景観遺産トランプの作成（ウォーキング等の景品） • 清水家住宅の寄附及び市文化財指定（今後の保全及び地元での活用検討） • 現地確認調査の日程調整
<p>会 長</p>	<p>それでは、現地調査のスケジュール調整については、よろしくをお願いします。</p>

事務局	<p>それから、応募物件の仕分けにつきましては、4月5日を目途にご提出いただきますようお願いいたします。</p> <p>その他、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>それでは、本日予定されている議案は以上でございます。事務局にお返しします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして本日の審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(終了時刻 午後3:15)</p>
配布資料 一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・大垣市景観遺産審議会委員名簿【資料1】 ・(写)大垣市景観遺産の指定について(諮問)【資料2】 ・大垣市景観遺産応募物件一覧【資料3】 ・大垣市景観遺産の指定基準について(案)【資料4】 ・大垣市景観遺産審議会の進め方について(案)【資料5】 ・新たな指定制度について(素案)【資料6】